



監第 249号

平成 23 年 5 月 31 日

熊本県建設産業団体連合会会長 様

熊本県土木部長

建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領等の改正について（通知）

このことについて、下記要領を別添のとおり改正しましたので通知します。
つきましては、貴連合会所属団体に対して、周知いただきますようお願いします。

記

- 1 建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領
- 2 建設事業者の協業組合設立に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領

問い合わせ先

土木部監理課建設業班 松本
TEL 096-333-2485
FAX 096-381-5404

建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領

(平成17年4月1日熊本県告示第380号)

(平成20年9月16日熊本県告示第833号改正)

(平成21年9月25日熊本県告示第897号改正)

(平成23年5月31日熊本県告示第580号改正)

(目的)

第1条 この要領は、建設事業者が合併等を行った場合の工事入札参加者資格審査格付における総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例措置（以下「特例措置」という。）を設けることにより、県内建設事業者の合併等による経営基盤及び技術力の強化等への取組みを支援し、建設産業の再編等構造改革を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領で「合併等」とは、吸收合併、新設合併及び営業譲渡並びに会社分割による承継をいう。

2 この要領において合併等の事実発生日は、次の各号のとおりとする。

(1) 吸收合併、新設合併

合併契約において合併期日を定めた場合はその日、それ以外の場合は合併登記の日

(2) 営業譲渡

営業譲渡契約における営業譲渡の日

(3) 会社分割による承継

会社分割契約において分割期日を定めた場合はその日、それ以外の場合は分割登記の日

(適用対象)

第3条 熊本県内に主たる営業所を有する建設事業者のうち、熊本県が発注する建設工事の入札参加者資格（以下「入札参加者資格」という。）を引き続き5年以上有する者において合併等があった場合で、次の各号に掲げるもの（以下「合併存続会社等」という。）を特例措置の対象とする。ただし、3者以上の合併等の場合、合併等の当事会社のすべてが熊本県内に主たる営業所を有する建設事業者であって、2者以上が入札参加者資格を引き続き5年以上有する者である場合に限る。

(1) 合併による存続会社

(2) 合併による新設会社

(3) 他社から建設業に係るすべての営業権を譲り受けた会社（譲渡した会社が建設業を廃業する場合に限る。）

(4) 他社から会社分割により建設業に係るすべての営業権を承継した会社（会社分割により営業権を譲渡した会社が建設業を廃業する場合に限る。）

(総合点数等の加算)

第4条 格付のある業種においては、合併等の当事会社が同一業種において、同一等級又は直近の等級に合併等の日の前日において格付され、かつ、同日において格付されている等級以上の等級を同日まで引き続き4年以上有しているときは、熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（以下「要綱」という。）第2条第2項により算出した合併存続会社等の当該業種の総合点数に次の各号に定める率に相当する点数（小数点以下は切捨て）を加算し、格付の見直しを行う。ただし、3者以上の合併等の場合は、業種ごとに上位の等級に格付されている合併等の当事会社2者の等級が、同一等級又は直近の等級に合併等の日の前日において格付され、かつ、同日において格付されている等級以上の等級を同日まで引き続

き4年以上有している場合に限る。

(1) 合併等の日から3年を経過する日が属する年度まで

15%

(2) (1)に定める期間の後、合併等の日から5年を経過する日が属する年度まで

10%

2 前項の規定による合併等時の格付の見直しにおける等級の昇級は、合併等の当事会社の最上位等級の1等級上位までとする。

3 格付のない業種においては、経営事項審査の総合評定値（以下「総合評定値」という。）に第1項による加算を行い、要綱第2条第3項による順位付けの見直しを行うものとする。

（入札参加機会の確保）

第5条 合併存続会社等が、消滅又は廃業する合併等の当事会社の主たる営業所を、引き続き合併存続会社等のその他の営業所（建設業法第3条に規定する営業所）とし、当該営業所において、指名しようとする業種の許可を有するとともに、格付のある業種である場合においては、熊本県工事入札参加者資格審査における当該年度の格付基準で当該等級に必要とされる技術者数を配置している場合、合併等後5年を経過する日が属する年度まで、当該営業所の地理的条件（所在地及び当該地域での工事実績等）の判断において、以下に掲げる格付等級、総合評定値及び工事実績等を有するものとみなして指名することができるものとする。

（1）格付のある業種の場合

消滅又は廃業する合併等の当事会社が有していた等級とし、合併等の当事会社のうち、同一業種において最も高い等級を有する会社がその他の営業所となつた場合は、主たる営業所となつた合併等の当事会社が有していた等級とする。ただし、合併等の当事会社の2者以上が等級区分中最上位等級で、土木一式工事及び建築一式工事においてはその所在にかかわらず、電気工事、管工事及びほ装工事においては同一の地域振興局管内（熊本市においては熊本市内）にある場合に、当該当事会社の主たる営業所のうち1者が合併存続会社等の主たる営業所、他社の主たる営業所がその他の営業所となつた場合は等級区分中、主たる営業所を最上位等級、その他の営業所をその直近下位等級とする。

（2）格付のない業種の場合

消滅又は廃業する合併等の当事会社が有していた総合評定値、工事実績等とする。ただし、合併等の当事会社のうち、同一業種において総合評定値が最も高い会社の主たる営業所が合併存続会社等のその他の営業所となつた場合は、主たる営業所となつた営業所を合併等の前に主たる営業所としていた合併等の当事会社が有していた総合評定値、工事実績等とする。

2 条件付一般競争入札においては、前項の規定に準拠して競争参加資格の確認を行うものとする。

3 合併存続会社等の主たる営業所を合併等の当事会社の主たる営業所以外に新たに設置し、合併等の当事会社の主たる営業所をその他の営業所とした場合において、合併等の当事会社のうち、同一業種において最も高い等級又は経営事項審査の総合評定値を有する当事会社に係る営業所については、当該措置の対象としないものとする。

（申請）

第6条 特例措置の対象者が適用を受けようとする場合は、別記第1号様式（合併等による特例措置適用申請書）により申請するものとする。

2 特例措置を引き続き受けようとする者は、次回の工事入札参加者資格審査申請時に、別記第2号様式（合併等による特例措置適用（継続）申請書）により申請するものとする。

(認定及び結果の通知)

第7条 前条の規定による申請があり、その内容が適當である場合は、第4条及び第5条の特例措置の適用を認定するものとする。この場合においては、特例措置適用の有無及び内容を別記第3号様式（合併等による特例措置認定通知書）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 特例措置の適用を受けている者は、第6条の申請内容に変更があった場合は、別記第4号様式（合併等による特例措置適用申請に係る変更報告書）により速やかに報告するものとする。

(認定の取消し)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条の認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 合併等後に建設業の一部を譲渡し、又は建設業の一部を分社化したとき。
- (2) 特例措置の申請内容に虚偽があったとき。

2 前項の規定による取消しを行った場合は、別記第5号様式（合併等による特例措置認定取消通知書）により申請者に通知するものとする。

(その他)

第10条 知事が申請内容を本要領の目的に適していないと認めたときは、特例措置を適用しない場合がある。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行し、同日以降の合併等について適用する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行し、同日以降の合併等について適用する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行し、同日以降の合併等について適用する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行し、同日以降の合併等について適用する。

建設事業者の協業組合設立に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領

(平成17年4月1日熊本県告示第380号)
(平成20年9月16日熊本県告示第834号改正)
(平成21年9月25日熊本県告示第898号改正)
(平成23年5月31日熊本県告示第581号改正)

(目的)

第1条 この要領は、建設事業者が協業組合を設立した場合の工事入札参加者資格審査格付における総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例措置（以下「特例措置」という。）を設けることにより、県内建設事業者の経営基盤及び技術力の強化等への取組みを支援し、建設産業の再編等構造改革を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において協業組合とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合をいう。

2 この要領において協業組合設立の事実発生日は、協業組合設立登記の日とする。

(適用対象)

第3条 熊本県内に主たる営業所を置く協業組合のうち、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものを特例措置の対象とする。

(1) 協業組合を構成する組合員のすべてが熊本県内に主たる営業所を置く建設事業者であって、2者以上が、熊本県が発注する建設工事の入札参加者資格を協業組合設立前に引き続き5年以上有する者であること。

(2) 建設業についてすべて協業していること（全組合員が建設業を廃業する場合に限る。）。

(総合点数等の加算)

第4条 格付のある業種においては、協業組合の組合員のうち2者以上が設立前に同一業種の格付を有している場合で、業種ごとの上位2者の格付が同一等級又は直近の等級に合併等の日の前日において格付され、かつ、同日において格付されている等級以上の等級を同日まで引き続き4年以上有しているときは、設立の日から5年を経過する日が属する年度まで、熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（以下「要綱」という。）第2条第2項により算出した当該業種の総合点数の10%に相当する点数（小数点以下は切捨て）を加算し、格付の見直しを行う。

2 前項の規定による設立時の格付の見直しにおける等級の昇級は、協業組合の組合員の最上位等級の1等級上位までとする。

3 格付のない業種においては、経営事項審査の総合評定値に第1項による加算を行い、要綱第2条第3項による順位付けの見直しを行うものとする。

(入札参加機会の確保)

第5条 第3条の適用対象となる協業組合については、前条の適用にかかわらず、設立後5年を経過する日が属する年度まで、新たに格付された等級の直近下位の等級についても、指名することができるものとする。

2 条件付一般競争入札においては、前項の規定に準拠して競争参加資格の確認を行うものとする。

(申請)

第6条 特例措置の対象者が適用を受けようとする場合は、別記第1号様式（協業組合設立による特例措置適用申請書）により申請するものとする。

2 特例措置を引き続き受けようとする者は、次回の工事入札参加者資格審査申請時に、別記第2号様式（協業組合設立による特例措置適用（継続）申請書）により申請するものとする。

（認定及び結果の通知）

第7条 前条の規定による申請があり、その内容が適当である場合は、第4条及び第5条の特例措置の適用を認定するものとする。この場合においては、特例措置適用の有無及び内容を別記第3号様式（協業組合設立による特例措置認定通知書）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第8条 特例措置の適用を受けている者は、第6条の申請内容に変更があった場合は、別記第4号様式（協業組合設立による特例措置適用申請に係る変更報告書）により速やかに報告するものとする。

（その他）

第9条 知事が申請内容を本要領の目的に適していないと認めたときは、特例措置を適用しない場合がある。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行し、同日以降の設立について適用する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行し、同日以降の設立について適用する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行し、同日以降の設立について適用する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行し、同日以降の設立について適用する。

建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領

(平成17年4月1日熊本県告示第380号)

(平成20年9月16日熊本県告示第833号改正)

(平成21年9月25日熊本県告示第897号改正)

(平成23年5月31日熊本県告示第580号改正)

(目的)

第1条 この要領は、建設事業者が合併等を行った場合の工事入札参加者資格審査格付における総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例措置（以下「特例措置」という。）を設けることにより、県内建設事業者の合併等による経営基盤及び技術力の強化等への取組みを支援し、建設産業の再編等構造改革を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領で「合併等」とは、吸收合併、新設合併及び営業譲渡並びに会社分割による承継をいう。

2 この要領において合併等の事実発生日は、次の各号のとおりとする。

(1) 吸收合併、新設合併

合併契約において合併期日を定めた場合はその日、それ以外の場合は合併登記の日

(2) 営業譲渡

営業譲渡契約における営業譲渡の日

(3) 会社分割による承継

会社分割契約において分割期日を定めた場合はその日、それ以外の場合は分割登記の日

(適用対象)

第3条 熊本県内に主たる営業所を有する建設事業者のうち、熊本県が発注する建設工事の入札参加者資格（以下「入札参加者資格」という。）を引き続き5年以上有する者において合併等があった場合で、次の各号に掲げるもの（以下「合併存続会社等」という。）を特例措置の対象とする。ただし、3者以上の合併等の場合、合併等の当事会社のすべてが熊本県内に主たる営業所を有する建設事業者であって、2者以上が入札参加者資格を引き続き5年以上有する者である場合に限る。

(1) 合併による存続会社

(2) 合併による新設会社

(3) 他社から建設業に係るすべての営業権を譲り受けた会社（譲渡した会社が建設業を廃業する場合に限る。）

(4) 他社から会社分割により建設業に係るすべての営業権を承継した会社（会社分割により営業権を譲渡した会社が建設業を廃業する場合に限る。）

(総合点数等の加算)

第4条 格付のある業種においては、合併等の当事会社が同一業種において、同一等級又は直近の等級に合併等の日の前日において格付され、かつ、同日において格付されている等級以上の等級を同日まで引き続き4年以上有しているときは、熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（以下「要綱」という。）第2条第2項により算出した合併存続会社等の当該業種の総合点数に次の各号に定める率に相当する点数（小数点以下は切捨て）を加算し、格付の見直しを行う。ただし、3者以上の合併等の場合は、業種ごとに上位の等級に格付されている合併等の当事会社2者の等級が、同一等級又は直近の等級に合併等の日の前日において格付され、かつ、同日において格付されている等級以上の等級を同日まで引き続

き4年以上有している場合に限る。

(1) 合併等の日から3年を経過する日が属する年度まで

15%

(2) (1)に定める期間の後、合併等の日から5年を経過する日が属する年度まで

10%

2 前項の規定による合併等時の格付の見直しにおける等級の昇級は、合併等の当事会社の最上位等級の1等級上位までとする。~~ただし、定期の格付以外の格付の見直しにおいては、土木一式工事における特A等級には昇級できないものとする。~~

3 格付のない業種においては、経営事項審査の総合評定値（以下「総合評定値」という。）に第1項による加算を行い、要綱第2条第3項による順位付けの見直しを行うものとする。

4 第1項及び第3項の見直しは、合併存続会社等が合併等の日の過去5年以内にそれらの規定による見直しの適用を受けたことのある業種については行わないものとする。

（入札参加機会の確保）

第5条 合併存続会社等が、消滅又は廃業する合併等の当事会社の主たる営業所を、引き続き合併存続会社等のその他の営業所（建設業法第3条に規定する営業所）とし、当該営業所において、指名しようとする業種の許可を有するとともに、格付のある業種である場合においては、熊本県工事入札参加者資格審査における当該年度の格付基準で当該等級に必要とされる技術者数を配置している場合、合併等後5年を経過する日が属する年度まで、当該営業所の地理的条件（所在地及び当該地域での工事実績等）の判断において、以下に掲げる格付等級、総合評定値及び工事実績等を有するものとみなして指名することができるものとする。

(1) 格付のある業種の場合

消滅又は廃業する合併等の当事会社が有していた等級とし、合併等の当事会社のうち、同一業種において最も高い等級を有する会社がその他の営業所となつた場合は、主たる営業所となつた合併等の当事会社が有していた等級とする。ただし、合併等の当事会社の2者以上が等級区分中最上位等級で、~~土木一式工事及び建築一式工事~~においてはその所在にかかわらず、~~土木一式工事~~、電気工事、管工事及びほ装工事においては同一の地域振興局管内（熊本市においては熊本市内）にある場合に、当該当事会社の主たる営業所のうち1者が合併存続会社等の主たる営業所、他社の主たる営業所がその他の営業所となつた場合は等級区分中、主たる営業所を最上位等級、その他の営業所をその直近下位等級とする。

(2) 格付のない業種の場合

消滅又は廃業する合併等の当事会社が有していた総合評定値、工事実績等とする。ただし、合併等の当事会社のうち、同一業種において総合評定値が最も高い会社の主たる営業所が合併存続会社等のその他の営業所となつた場合は、主たる営業所となつた営業所を合併等の前に主たる営業所としていた合併等の当事会社が有していた総合評定値、工事実績等とする。

2 条件付一般競争入札においては、前項の規定に準拠して競争参加資格の確認を行うものとする。

3 合併存続会社等の主たる営業所を合併等の当事会社の主たる営業所以外に新たに設置し、合併等の当事会社の主たる営業所をその他の営業所とした場合において、合併等の当事会社のうち、同一業種において最も高い等級又は経営事項審査の総合評定値を有する当事会社に係る営業所については、当該措置の対象としないものとする。

（申請）

第6条 特例措置の対象者が適用を受けようとする場合は、別記第1号様式（合併等による特例措置適用申請書）により申請するものとする。

2 特例措置を引き続き受けようとする者は、次回の工事入札参加者資格審査申請時に、別記第2号様式（合併等による特例措置適用（継続）申請書）により申請するものとする。

（認定及び結果の通知）

第7条 前条の規定による申請があり、その内容が適当である場合は、第4条及び第5条の特例措置の適用を認定するものとする。この場合においては、特例措置適用の有無及び内容を別記第3号様式（合併等による特例措置認定通知書）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第8条 特例措置の適用を受けている者は、第6条の申請内容に変更があった場合は、別記第4号様式（合併等による特例措置適用申請に係る変更報告書）により速やかに報告するものとする。

（認定の取消し）

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条の認定を取り消すことができるものとする。

(1) 合併等後に建設業の一部を譲渡し、又は建設業の一部を分社化したとき。

(2) 特例措置の申請内容に虚偽があったとき。

2 前項の規定による取消しを行った場合は、別記第5号様式（合併等による特例措置認定取消通知書）により申請者に通知するものとする。

（その他）

第10条 知事が申請内容を本要領の目的に適していないと認めたときは、特例措置を適用しない場合がある。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行し、同日以降の合併等について適用する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行し、同日以降の合併等について適用する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行し、同日以降の合併等について適用する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行し、同日以降の合併等について適用する。

建設事業者の協業組合設立に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領

(平成17年4月1日熊本県告示第380号)

(平成20年9月16日熊本県告示第834号改正)

(平成21年9月25日熊本県告示第898号改正)

(平成23年5月31日熊本県告示第581号改正)

(目的)

第1条 この要領は、建設事業者が協業組合を設立した場合の工事入札参加者資格審査格付における総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例措置（以下「特例措置」という。）を設けることにより、県内建設事業者の経営基盤及び技術力の強化等への取組みを支援し、建設産業の再編等構造改革を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において協業組合とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合をいう。

2 この要領において協業組合設立の事実発生日は、協業組合設立登記の日とする。

(適用対象)

第3条 熊本県内に主たる営業所を置く協業組合のうち、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものを特例措置の対象とする。

(1) 協業組合を構成する組合員のすべてが熊本県内に主たる営業所を置く建設事業者であって、2者以上が、熊本県が発注する建設工事の入札参加者資格を協業組合設立前に引き続き5年以上有する者であること。

(2) 建設業についてすべて協業していること（全組合員が建設業を廃業する場合に限る。）。

(総合点数等の加算)

第4条 格付のある業種においては、協業組合の組合員のうち2者以上が設立前に同一業種の格付を有している場合で、業種ごとの上位2者の格付が同一等級又は直近の等級に合併等の日の前日において格付され、かつ、同日において格付されている等級以上の等級を同日まで引き続き4年以上有しているときは、設立の日から5年を経過する日が属する年度まで、熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（以下「要綱」という。）第2条第2項により算出した当該業種の総合点数の10%に相当する点数（小数点以下は切捨て）を加算し、格付の見直しを行う。

2 前項の規定による設立時の格付の見直しにおける等級の昇級は、協業組合の組合員の最上位等級の1等級上位までとする。~~ただし、定期の格付以外の格付の見直しにおいては、主本一式工事における特A等級には昇級できないものとする。~~

3 格付のない業種においては、経営事項審査の総合評定値に第1項による加算を行い、要綱第2条第3項による順位付けの見直しを行うものとする。

(入札参加機会の確保)

第5条 第3条の適用対象となる協業組合については、前条の適用にかかわらず、設立後5年を経過する日が属する年度まで、新たに格付された等級の直近下位の等級についても、指名することができるものとする。

2 条件付一般競争入札においては、前項の規定に準拠して競争参加資格の確認を行うものとする。

(申請)

第6条 特例措置の対象者が適用を受けようとする場合は、別記第1号様式（協業組合設立

- による特例措置適用申請書)により申請するものとする。
- 2 特例措置を引き続き受けようとする者は、次回の工事入札参加者資格審査申請時に、別記第2号様式(協業組合設立による特例措置適用(継続)申請書)により申請するものとする。

(認定及び結果の通知)

第7条 前条の規定による申請があり、その内容が適当である場合は、第4条及び第5条の特例措置の適用を認定するものとする。この場合においては、特例措置適用の有無及び内容を別記第3号様式(協業組合設立による特例措置認定通知書)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 特例措置の適用を受けている者は、第6条の申請内容に変更があった場合は、別記第4号様式(協業組合設立による特例措置適用申請に係る変更報告書)により速やかに報告するものとする。

(その他)

第9条 知事が申請内容を本要領の目的に適していないと認めたときは、特例措置を適用しない場合がある。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行し、同日以降の設立について適用する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行し、同日以降の設立について適用する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行し、同日以降の設立について適用する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行し、同日以降の設立について適用する。